

レンタカーの手続きに関するお知らせ

～2020年4月1日から、レンタカーの取扱いが変わります～

レンタカーの増車・代替について、届出が不要となります※ただし、マイクロバスを除く

届出が不要な手続き

- 増車（マイクロバスを除く。）
- 代替（マイクロバスを除く。）
- 減車

引き続き届出が必要な手続き

- 氏名、名称及び住所の変更
- 貸渡事務所の変更
- マイクロバスの増車
- マイクロバスの代替



レンタカーの登録時に、輸送部門における事業用自動車等連絡書等の経由手続きが不要となります※ただし、マイクロバスを除く

上記改正に伴い、レンタカー登録時に、レンタカー事業者証明書(写)の添付が必要となりますので、登録の前に、輸送部門でレンタカー事業者証明書の交付手続きを行ってください。

レンタカー事業者証明書とは

- レンタカー事業者証明書の交付には、申請が必要です。
- 交付申請は、貸渡し事務所の所在地を管轄する運輸支局輸送担当に対して行ってください。
- 証明書の有効期限は、5年です。
- 証明書の有効範囲は、関東運輸局管内の各運輸支局、自動車検査登録事務所及び軽自動車検査協会です。
- レンタカー型カーシェアリングのワンウェイ方式実施事業者については、ワンウェイ方式実施事業者証明書を交付します。

問い合わせ先

栃木運輸支局

輸送担当

TEL 028-658-7011